

## 子育て



## 児童扶養手当現況届の提出について

児童扶養手当受給資格者は毎年8月に現況届の提出が必要となります。提出がない場合、手当の支給が差止となります。また、所得超過により全部停止の方も資格更新のために提出が必要となります。

## ●日時

▶8月7日(水)～9日(金)9:00～11:45、13:00～18:50

▶8月10日(土)9:00～11:45、13:00～15:50

●場所 市役所本庁舎 1階 102 会議室  
※8月13日(火)～30日(金)は本庁舎3階の子ども幸福課窓口で受付を行います。対象者には7月に通知をお送りします。

問申子ども幸福課 本3階

TEL 0287-23-8932

## ひとり親家庭医療費助成受給資格者証の更新について

ひとり親家庭医療費助成の受給者の方は、毎年8月に更新申請書の提出が必要です。児童扶養手当を受給されていない方は、助成対象者全員分の健康保険証を持参のうえ、8月中に子ども幸福課窓口で更新手続きを行ってください。

問申子ども幸福課 本3階

TEL 0287-23-8932

## 健康・福祉



## 7月28日は「世界肝炎デー」です

「世界肝炎デー」は、世界保健機構(WHO)が2010年に定め、世界レベルでのウイルス性肝炎のまん延防止、患者・感染者に対する差別・偏見の解消、感染予防の推進を図る事を目的としています。

世界肝炎サミットで発表された「2024世界肝炎報告書」によると、ウイルス性肝炎による推定死亡者数は、2019年の110万人から2022年には130万人に増加しています。

肝炎は肝臓の細胞に炎症が起こり、肝細胞が壊される病気です。特にウイルス性肝炎は、自覚症状がなく、本人が気づかぬうちに肝硬変や肝がんへ移行する恐れがありますが、早期発見・早期治療により、重

症化を予防する事が出来ます。

市の集団検診でも、40歳以上で過去に受診した事がない方は無料でB型・C型肝炎ウイルス検査を受診できます。これまで受診された事がない方は、この機会に受診をしましょう。検査結果が陽性であった場合には、自覚症状がなくても精密検査が必要です。

問健康政策課 本3階

TEL 0287-23-7601

## 個別(医療機関)健診が始まりました

市では、集団健診のほかに、「個別(医療機関)健診(基本健診・一部のがん検診)」を実施しています。個別健診は、7月開始となります。すでに申し込みをされている方には、6月に書類を発送しました。

## ●対象者

## 【基本健診】

①昭和60年3月31日以前に生まれた方で、大田原市国民健康保険加入者

②大田原市に住所がある、後期高齢者医療保険加入者

## 【乳がん・子宮がん検診】

令和7年3月31日までに、下記の年齢に該当する女性

▶乳がん…30歳以上

▶子宮がん…20歳以上

※いずれも、今年度の集団健診などをすでに受診した方、受診予定の方は受診できません。

## ●受診期間

7月1日(月)～令和7年2月28日(金)

## ●受診方法

健康政策課へ電話で申し込み後、必要書類が届いてから、指定医療機関へ直接予約

## ●費用

▶基本健診 1,000円

▶乳がん検診 1,500円

▶子宮がん検診(頸部検査) 1,500円、(頸部・体部検査) 2,200円

※70歳以上の方、「女性特有のがん検診の無料クーポン券」をお持ちの方(対象者へ5月に送付済)は、無料で受診できます。

※今年度から、基本健診を受診できる医療機関が増えました。詳細は市HPをご覧ください。

問健康政策課 本3階

0287-23-7601



## 災害時避難行動要支援者名簿を作成しています

市では、災害対策基本法に基づき、災害時に自力での避難が難しい方の情報を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

この名簿は、災害発生時や災害発生のおそれがあるときに、避難支援関係機関に提供され、安全確認や避難支援に役立てられます。また、本人の同意が得られた方の名簿は、平常時から自治会や民生委員などの避難支援関係機関に提供し、見守り活動や防災訓練などに役立てられます。

なお、**名簿掲載基準の①～④**に該当する方には、7月末までに名簿情報の外部提供に関する同意確認通知を送付します。**⑤に該当する方で、名簿への掲載を希望する方は申請が必要となりますので、福祉課までお問い合わせください。**

なお、福祉施設や医療機関などに長期間、入所・入院をしている方は名簿掲載の対象となりません。

●**名簿掲載基準**(令和5年11月改正) 次の①～⑤のいずれかに該当する方

①要介護3以上と認定された方

②身体障害者手帳1級または2級の方

③療育手帳A1またはA2の方

④精神保健福祉手帳1級の方

⑤上記に準ずる状態にある方

●**名簿記載情報** 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援を必要とする理由など

問福祉課 本3階

TEL 0287-53-7156

FAX 0287-23-1389

✉ fukushi@city.ohawara.tochigi.jp



## 人工肛門・人工膀胱を持つ方のための講習会・相談会

人工肛門・人工膀胱を持つ方の日ごろの問題を解決し、正しいストーマケアについての知識を習得する講習会・相談会です。

●**日時** 7月21日(日) 13:00～15:30

●**場所** トコトコ大田原3階視聴覚室

※立体駐車場を利用する場合は、会場に駐車券をお持ちください。

●**講師** 皮膚・排泄ケア認定看護師 川上小百合氏(那須赤十字病院)

●**費用** 無料

●**定員** 20名(先着順)

●**申込方法** 下記へ電話で申し込み

問栃木県オストミー協会事務局 岩田

TEL 0284-43-0144

## 年金・国保



### 国民年金の加入方法

国民年金は、だれもが加入する公的年金制度です。基本的に日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方は国民年金に加入する義務があります。

加入者は、職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

#### ●第1号被保険者

20歳以上60歳未満の農業者、自営業者、学生、フリーター、無職の方、60歳未満で会社を退職された方など

※加入手続きは、ご自身で住所地の市役所国民年金窓口で行います。

#### ●第2号被保険者

会社員や公務員などの厚生年金保険に加入されている方

※加入手続きは勤務先が行います。

#### ●第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(年収が130万円未満であり、かつ配偶者の年収の2分の1未満)の方

※加入手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

問大田原年金事務所

☎0287-22-6311

問国保年金課 本2階

☎0287-23-8857

### 国民年金保険料免除等の申請について

保険料を納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を受給できない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」をご利用ください。令和6年度分(令和6年7月分から令和7年6月分まで)の免除等の受け付けは令和6年7月1日から開始となります。

また、申請時点の2年1か月前の月分まで遡って申請することができます。

失業を理由とした特例による免除承認の場合には、離職票の添付が必

要です。

審査は、住民税の申告内容をもとに行いますので、所得の申告を忘れずに行ってください。

問大田原年金事務所

☎0287-22-6311

(音声案内2→2)

問国保年金課 本2階

☎0287-23-8857

### 国民健康保険被保険者証および後期高齢者医療被保険者証が更新されます

現在お使いの国民健康保険被保険者証および後期高齢者医療被保険者証(保険証)の有効期限は、令和6年7月31日までです。

8月から使用する保険証は、7月中旬から下旬に郵送しますので、8月1日以降は、今回お送りする新しい保険証を医療機関などの窓口で提示してください。また、現在お使いの保険証は、8月1日以降、ご自身で破棄するか大田原市国保年金課まで返却してください。

なお、新しい保険証は、保険証の発行が廃止になる令和6年12月2日以降でも内容に変更がなければ有効期限(令和7年7月31日)までお使いいただけます。有効期限到来後はマイナンバーカードをご利用ください。マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを取得しているが健康保険証利用登録を行っていない方については、資格確認書が交付されます。

今回は、新しい保険証の送付とともに、被保険者の方に安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただけるよう、個人番号の下4桁をお知らせしていますのでご自分のマイナンバー下4桁と一致するか、ご確認ください。

※保険証が届かないときは8月19日

⑨までに下記へご連絡ください。

※期間中に75歳になる方など、一部の方は有効期限が異なりますので、ご注意ください。

#### 【国民健康保険の限度額認定証について】

国民健康保険の限度額認定証をお持ちの方は、令和6年7月31日に有効期限が切れます。8月1日以降の限度額認定証が必要な方は、8月1日以降に申請してください。

問国保年金課 本2階

☎0287-23-8857

## 税



### 国民健康保険税納税通知書および後期高齢者医療保険料額通知書を発送します

7月12日⑨に通知書を発送します。通知書が届いたら必ず開封して内容をご確認の上、納付書払いの場合は納期限までに納付してください。

●対象者 納付書払いまたは口座振替をされている方

※昨年度まで年金天引きの方でも、条件に該当しなくなり納付書払いに切り替わることがあります。

※年金天引きをされている方には8月下旬に通知書を送ります。

●納期限 7月31日⑩(第1期分)

#### 【減免制度】

特別な事情により生活が困窮し納付が困難な場合は、申請により減免になる場合があります。

#### 【国民健康保険税の軽減制度】

倒産・解雇・雇い止めなどにより離職された方は、申告により保険税が軽減になる場合があります。

※詳細は、通知書に同封のチラシ、または市HPをご確認ください。

問国保年金課 本2階

☎0287-23-1120



### 市民税・県民税の申告相談

●対象者 令和5年中の収入について、まだ申告がお済みでない方

※申告がない場合、各種行政サービス(国民健康保険税の算定など)に影響する場合があります。

●日時 7月17日⑩~19日⑩

●場所 市役所本庁舎1階 市民協働ホール

●持ち物 ▶令和5年中(令和5年1月1日~令和5年12月31日)の所得内容が分かるもの。給与所得者は源泉徴収票、事業(営業や不動産賃借など)の収入があった方は収支内訳書(収入と経費が分かるもの)▶所得控除の証明書など(生命保険の支払証明書、障害者手帳など)▶個人番号の記載に関する書類(次の①と②いずれか)

①マイナンバーカード(コピーの場合は両面)

②通知カードと、身元が確認できる書類(運転免許証または健康保険証など)

問税務課 本2階

☎0287-23-8725



**ストップ滞納！  
市税などの納付は口座振替が便利です**

固税務課

2階

☎0287-23-8703  
☎0287-23-8639

税は、私たちが安心して健康な暮らしを送るために重要な役割をもち、福祉や教育、道路整備などの行政サービスを提供していくための大切な財源です。

市では、公平な徴収により納税者の信頼を確保するためにも、滞納整理(納付を促したり、相談に応じたりすること)を推進しています。

**●納期限内に納付しましょう**

税は、納期限内に自主的に納めていただくことが原則です。

納期限内に納めない方がいると、財源不足となり、行政サービスに支障をきたします。さらに、税を納めた方との間で負担の公平さを欠くこととなりますので、納期限内の自主納付にご協力ください。

**●差押えを強化しています**

収入や財産がありながら市税などを納付しようとしないう滞納者に対して、滞納処分(財産の差押えなど)を強化しています。

法律により、督促状が発送された日から起算して10日を経過した日までに完納しなかったときには、滞納者の財産(預貯金、給与、生命保険、不動産など)を調査した上で、差押えなければなりません。

また、お宅を訪問しての「検索」は、税を徴収する職員に認められた権限で、裁判所の令状は不要です。検索時に発見された換価価値のある財産(生活に欠かせない財産以外)は、差押えることとなります。例えば、自動車の差押え(タイヤロック)をする場合もあります。

差押えた物品などは、インターネット公売などで売却し、滞納している税に充てます。

**●事情がある場合は相談を…**

病気入院や失業・事業の廃止・災害

にあったなど、収入や支出が著しく変動したことにより市税などを納期限内に納付することが困難な場合は、早めに税務課まで連絡し、納税の相談をしてください。毎週水曜日は、延長窓口として19:00まで対応しています。

なお、相談の際には、直近3か月程度の生活状況などをお聞きしますので、収入や支出の分かる明細書などをご用意ください。

また、納税相談の結果、分納が認められ、誓約書を取り交わしたにもかかわらず納付計画どおり納付が守られない場合や、納税相談時の申し出が虚偽であった場合は、滞納処分の対象となります。

**【便利な口座振替をご利用ください】**

口座振替は、皆さまが指定した預貯金口座から、市税などを自動的に振り替えて納付するものです。口座振替を利用すると、納め忘れがなく、確実に納期限日に納付できるので、忙しい方や共働きの家庭など、時間に余裕のない方にはとても便利で安心な仕組みです。

また、非接触型の納付方法として、口座振替をお勧めしています。

**●口座振替納付促進キャンペーンを実施しています**

国民健康保険税の口座振替納付促進強化期間(7月からの2か月間)として、県内統一のPRを実施します。この機会にぜひ口座振替をご利用ください。

**●口座振替できる税金など(税務課取扱分)**

- ▶市県民税
- ▶固定資産税・都市計画税(単有・共有名義(〇〇外〇名)、代表相続人など、納税義務者は別人扱いで、そ

れぞれに手続きが必要)

- ▶軽自動車税(種別割)(車両指定不可)
- ▶国民健康保険税(世帯主課税のため、世帯主名での手続きが必要)
- ▶介護保険料
- ▶後期高齢者医療保険料

**●申込方法**

足利銀行、栃木銀行、大田原信用金庫、白河信用金庫、烏山信用金庫、那須信用組合、那須野農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)の本店または支店に備え付けの「大田原市公金口座振替依頼書兼解約届(自動払込利用申込書兼廃止届書)」に必要事項を記入し、通帳届出印を押印の上、金融機関窓口へ提出してください。

**●申込みに必要なもの**

- ▶納税通知書(納税義務者名を正確に記入するため)
- ▶口座振替をする預貯金通帳
- ▶通帳届出印

**●注意事項**

- ▶申し込みから振替開始まで50日程度かかります。市での登録手続きが完了すると「口座振替開始通知書」(ハガキ)が届きます。
- ▶広報おたわら4月号掲載の「市税等納期限一覧表」に記載のない期別や登録手続きに間に合わなかったものは、口座振替できません。



広告

大田原市でリフォームをするならLIXILリフォームショップ七浦建設におまかせください

毎週**土日**開催中

**リフォーム相談会開催**

トイレをリフォームするなら**窓**も一緒に**断然お得!**

住まいのことなら **LIXILリフォームショップ 七浦建設**

お問い合わせは **Web予約フォーム** ▶▶ **0287-47-4701**

トイレ&窓リフォームは今がチャンス!  
子育てエコホーム支援事業&先進的窓リノベ事業  
補助金と省エネ効果でWでお得!

〒324-0021 大田原市若草1-1330 営業時間 9:00~17:30 休業日 水曜・祝日

ホームページ

※財源確保のため、有料広告を掲載しています。